

平成20年度から 税制が変わります

税源移譲に伴う市・県民税の特例措置の新設など、平成20年度から、税制が変わります。主な内容は次のとおりです。

市民税課
(☎235・8594)

●住宅ローン控除を市・県民税にも適用 (平成11年～18年入居者)

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)は、所得税だけが対象でしたが、国の税源移譲(国税の所得税の一部を、地方税の個人市・県民税へ移行)に伴って、市に申告することで平成20年度～28年度の市・県民税から差し引けるようになります。

▽対象 平成11年～18年に入居した方のうち、次の①または②に該当する方

①税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなった方

②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

●税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置を新設(来年7月に申告)

▽対象 次の①と②の両方の条件を満たす方

①平成19年度市・県民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、所得税の人的控除差(配偶者、扶養、基礎、障害者控除など)の合計額より多い方

②平成20年度市・県民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、所得税の人的控除差の合計額以下の方

▽減額する額の計算方法

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用して調整控除をした税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します ※既に納付済の場合は還付します

▽申告方法 平成20年7月1日～31日に、19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ減額申告書を提出すると、経過措置が適用されます(詳細は、後日本紙や市ホームページ等でお知らせします)。

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用して調整控除をした税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します ※既に納付済の場合は還付します

▽申告方法 平成20年7月1日～31日に、19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ減額申告書を提出すると、経過措置が適用されます(詳細は、後日本紙や市ホームページ等でお知らせします)。

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用して調整控除をした税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します ※既に納付済の場合は還付します

▽申告方法 平成20年7月1日～31日に、19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ減額申告書を提出すると、経過措置が適用されます(詳細は、後日本紙や市ホームページ等でお知らせします)。

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用して調整控除をした税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します ※既に納付済の場合は還付します

▽申告方法 平成20年7月1日～31日に、19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ減額申告書を提出すると、経過措置が適用されます(詳細は、後日本紙や市ホームページ等でお知らせします)。

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用して調整控除をした税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します ※既に納付済の場合は還付します

控除額の計算方法

次の①と②のいずれか少ない金額から③を差し引いた金額を市・県民税額から控除します。
①前年分の所得税にかかる

住宅ローン控除限度額
②税源移譲前の税率で計算した前年分の所得税額
③税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

●地震保険料控除を新設

地震保険の加入促進を目的に、平成19年分の所得税および20年度の市・県民税から、従来の損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が新設されます。

所得税では支払った保険料の全額(最高5万円)が控除され、市・県民税では支払った保険料の2分の1(最高2万5000円)が控除されます。

なお、経過措置として平成

18年12月31日までに締結した、長期損害保険契約などに係る保険料(保険期間10年以上、満期返戻金有)は、従来の損害保険料控除が適用されます。地震保険料控除と損害保険料控除を合わせた限度額は、所得税が5万円、市・県民税が2万5000円です。

地震保険料控除新設に伴い、これまでの短期損害保険料控除は廃止されました。

市制施行36周年 市発展に尽力の29人・4団体を表彰

海老名市市制施行36周年記念式典が、11月1日市役所で行われ、市政の発展に尽くされた方が表彰されました(一般表彰11人、感謝状18人・4団体)。氏名・名称と功績は次のとおりです(敬称略・順不同)。

○一般表彰

【自治振興】

▽古賀洋一(上今泉)、赤井光夫(大谷)：市固定資産評価審査委員会委員

【交通安全】

▽大貫妙子(柏ヶ谷)、小島日出生(大谷)、溝口勤(勝瀬)、松石徳司(下今泉)、平本敏男(中野)：市交通指導員

【福祉振興】

▽櫻井直之(上今泉)：市立保育所嘱託医

【地域医療】

▽鈴木徳治(中央)：市立保育所嘱託医

【教育振興】

▽前田美智子(上今泉)、福田敦子(同)：市社会教育指導員

○感謝状

【自治振興】

▽加藤沙彌子(杉久保)：市行政相談委員

【交通安全】

▽井上利雄(国分南)、近藤実(国分北)、清水文生(中野)、内田誠(門沢橋)、内田勝(同)、高橋貞松(杉久保)、物部博(さつき町)、飯島信正(上郷)、古泉保夫

一般表彰を受ける古賀氏



◇文書照会方式の流れ

再度の来庁が必要ですが、申請当日は短時間で終了

「文書照会方式」では、市が、健康保険証など氏名が分かるもの2種類以上で申請者ご本人の確認をした後、郵便により、「照会書」をご自宅に送付する方法です。申請者ご本人が、健康保険証など2点と、届いた照会書を持って、もう一度市役所へお越しください。

◇即日交付方式の流れ

発行までに1時間ほどかかりません

官公署発行の顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)で本人確認の上申請を受理した後、当日にカードを発行します。作成に当たっては、総務省の住民基本台帳ネットワークシステム

(杉久保)、深澤伸治(上郷)、鶴指成美(社家)、小俣邦好(社家)：市交通指導員

【地域医療】

▽村上賢二(東京都世田谷区)：市保健相談センター顧問医

【教育振興】

▽平井捷一(中新田)：市図書館協議会委員

【スポーツ振興】

▽鷲尾千佳子(中新田)、井手美津江(同)：市体育指導委員

【多額寄付】

▽カラオケスタジオカナリヤの里(上今泉)：社会福祉事業費として、(社)日本不動産協会神奈川県本部県央支部(厚木市中町)：車いすの寄贈、(株)タズミ(綾瀬市吉岡)：緑化推進事業費として、日立ビアメカニクス(株)日立ピアエンジニアリング(株)マイカー自治会(上今泉)：交通安全看板の寄贈。

市民課(☎235・4869)。

市長室(☎235・4572)。

ムへのアクセス作業等のため、約1時間お待ちいただくこととなりますので、予めご了承ください窓口の混雑状況により、さらに時間がかかることもあります。

※なお、即日交付手続きの方でも、文書照会方式を併用いただければ、再度の来庁が必要となりますが、申請当日は、申請書の受理のみとなり短時間で終了します。

市民課(☎235・4869)。

市長室(☎235・4572)。

市民課(☎235・4869)。

市長室(☎235・4572)。

市民課(☎235・4869)。

市長室(☎235・4572)。

市民課(☎235・4869)。